

あげたつもりであげていない！？ 名義預金とは

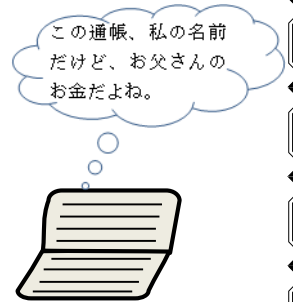
平成 28 年 4 月作成



最近では相続対策の一つとして、生前贈与も多く利用されているようです。生前贈与により、相続開始前に子や孫へ財産を移転する（あげる）ことにより、結果として相続財産を減らすことができるため、うまく利用すると相続税対策としては有効な場合も多々あります。しかし、中にはこの**贈与という行為を十分に理解していないで「贈与したつもり」の状態の人が多数みられます**。一体どういうことかという。。。

そもそも、この「贈与」とは民法に規定されている契約行為です。つまり、**贈与があったというためには、あげる人が「あげる（贈与する）」という意思表示だけでは足りず、もらう人が「もらう（贈与を受ける）」という意思表示をすることが必要**です。そしてもう一つ、**贈与としての効力が発生するためには、あげる（もらう）財産の管理支配をもらう人が行えるような状態にする必要があります**。これはなぜかというと、書面によらない贈与は、その契約の履行前には当事者のいずれからもいつでも取り消せることになっているからです。

以上のことから、**相続税の調査において問題となるのが「名義預金」と呼ばれるものです**。簡単にいうと「**預貯金口座の名義は子（孫）の名前にはなっているが、その預金の実質的な所有者は親（祖父母）である預貯金**」のことを言います。何が問題かという、名義が配偶者や子・孫の名義になっているため、相続人が、それらは自分のものだと思ってしまう、国税側と見解が異なることになるのです。



しかし、上記の様に、名義と真実の所有者が違うということはよくあります。こういうことってないでしょうか？たとえば、孫 A に入学のお祝いをしようと思いご祝儀袋に名前を書いて準備しておいたけど、別の孫 B が急に結婚の報告に来てしまった。お祝いをあげたいんだけど手元にあるお金は先ほどの孫 A へのお祝いの分だけ。孫 A に会うのはまだ先だから、とりあえず孫 B にお祝いとして渡してしまおう。**この場合、孫 A の名前を書いた袋に入れたお金は孫 A にあげるつもりであったのは間違いはないけど、実際にあげたのは孫 B に対してです**。つまり名義預金とはこれと同じです。

このように考えると、仮に**預貯金口座の名義が子や孫のものであっても、実際にその通帳・印鑑、キャッシュカードなどを引き渡さない限り、あげたことにならないのです**。

しかし、相続人の多くは、自分の名前の預金であると知った時点で、既に自分がもらったものだと考えてしまう人がいます。これは上記の通り法律上は贈与があったと認められないため、被相続人の財産です。**この点が相続税調査における国税側の着眼点のメインとなっています**。国税側は、**被相続人や相続人の預貯金口座の内容を調査することができます**ので、名義預金である口座がある場合には、きちんと相続税の申告をしましょう。

名義預金と認定されないように贈与を行うには、例えば、もらう側の人から自ら作成し、現に利用している給与受取口座やクレジットカードの引き落とし口座等へ振り込む等の方法により贈与することで、その管理支配をもらう側の人が行っていると主張しやすくなるでしょう。